

○桜井市建設工事成績評定の通知及び公表に関する要綱

平成23年5月2日告示第101号

改正

平成26年3月31日告示第70号
平成30年3月31日告示第106号の3
令和3年3月31日告示第76号
令和4年3月31日告示第65号

桜井市建設工事成績評定の通知及び公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、桜井市建設工事成績評定に関する事務処理規程（平成23年5月桜井市告示第100号）第5条の規定に基づき、桜井市が発注する建設工事の受注者に対して行う工事成績評定を受注者に通知するとともに一般に公表すること（以下「工事成績評定の通知及び公表」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(通知及び公表の対象工事)

第2条 工事成績評定の通知及び公表の対象とする工事は、桜井市発注の建設工事で桜井市建設工事検査規程（平成15年3月桜井市訓令甲第1号。以下「検査規程」という。）第5条第1号に規定する完成検査を経た工事とする。

(評定結果の通知)

第3条 市長は、検査規程第15条の検査調書を作成したときは、速やかに当該工事の受注者に対して、次の表の区分に従い、工事成績評定通知書（第1号様式）により評定結果を通知するものとする。

評価	評定点合計	説明
A	90点以上	他の模範となる優秀な工事
B	75～89点	良好な工事
C	65～74点	標準的な工事
D	55～64点	改善すべき事項がある工事
E	50～54点	改善すべき事項が多い工事
F	49点以下	改善すべき事項が著しく多い工事

(通知に対する説明請求)

第4条 前条に規定する通知を受けた受注者は、その内容について異議があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に、工事成績（再）説明請求書（第2号様式）を提出することにより、市長に対して評定点についての説明を求めることができる。

(説明請求に対する回答)

第5条 市長は、前条に規定する説明請求があったときは、当該説明請求を受けた日の翌日から起算して30日以内に、工事成績説明回答書（第3号様式）により回答するものとする。

(回答に対する再説明の請求)

第6条 前条に規定する回答を受けた受注者は、その内容について異議があるときは、当該回答を受けた日の翌日から起算して30日以内に、工事成績（再）説明請求書（第2号様式）を提出することにより、市長に対して再説明を求めることができる。

（再説明の請求に対する回答）

第7条 市長は、前条に規定する再説明の請求があったときは、第10条に規定する成績評定検討委員会の審議を経た上で、当該再説明の請求を受けた日の翌日から起算して30日以内に、工事成績再説明回答書（第4号様式）により回答するものとする。

（工事成績の公表）

第8条 市長は、第3条の規定により受注者に通知した内容のうち、工事名、工事番号、工事場所、受注者の名称及び所在地、評定点並びに評価を公表するものとする。

（公表の方法）

第9条 前条の規定による公表（以下「工事成績公表」という。）は、桜井市工事成績評定結果一覧表（第5号様式）を閲覧に供することにより行うものとする。

2 工事成績公表は、第3条の評定結果の通知後、速やかに行うものとする。

3 工事成績公表の期間は、原則として公表を行った日の属する年度の翌年度末日までとする。

（成績評定検討委員会）

第10条 第6条に規定する再説明請求に関する事案を検討するため、成績評定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、委員長は総務部長を、副委員長は管財契約課長を、委員は桜井市建設工事監督規程（平成15年3月桜井市訓令甲第2号）に規定する工事主管課長及び主任監督員をもってそれぞれ充てる。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故有るときは、その職務を代理する。

4 委員長は、必要があると認めるときは、当該工事の検査員その他の関係職員に会議への出席を求めることができる。

（庶務）

第11条 工事成績評定の通知、回答及び公表並びに成績評定検討委員会の事務は、管財契約課において処理する。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

第1号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

受注者 様

桜井市長



工 事 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した工事について、桜井市建設工事成績評定に関する事務処理規程に基づき評定した結果を下記のとおり通知します。

記

- 1 工事名
- 2 工事番号
- 3 工事場所
- 4 工期 年 月 日 ～ 年 月 日
- 5 検査日 年 月 日
- 6 評定点 点
- 7 評価

※ 評価は、A（他の模範となる優秀な工事）90点以上、B（良好な工事）75～89点、C（標準的な工事）65～74点、D（改善すべき事項がある工事）55～64点、E（改善すべき事項が多い工事）50～54点、F（改善すべき事項が著しく多い工事）49点以下として判定しています。

8 説明請求

評定の結果に異議があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に説明請求書により、説明を求めることができます。

第2号様式（第4条・第6条関係）
第2号様式（第4条・第6条関係）

年 月 日

（あて先）桜井市長

受注者
所在地
名称

工 事 成 績 （ 再 ） 説 明 請 求 書

年 月 日付けにより通知のあった下記の工事成績評定通知書について、桜井市
建設工事成績評定通知要綱の規定に基づき、通知された事項の内容説明を請求します。

記

工 事 名
工 事 番 号
工 事 場 所
説明請求の要旨

注) 当初請求の場合は、（再）を横線で消してください。

第3号様式（第5条関係）

第3号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

受注者 様

桜井市長



工 事 成 績 説 明 回 答 書

年 月 日付け貴社より説明請求があった工事成績評定通知書について、桜井市
建設工事成績評定通知要綱の規定に基づき、下記のとおり回答します。

記

- 1 工事名
- 2 工事番号
- 3 工事場所
- 4 回答要旨

5 再説明請求

本回答書の内容に異議がある場合は、本回答を受けた翌日から起算して30日以内に、
工事成績再説明請求書により、再説明を求められます。

第4号様式（第7条関係）

第4号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

受注者 様

桜井市長



工 事 成 績 再 説 明 回 答 書

年 月 日付け貴社より再説明請求があった工事成績評定通知書について、桜井市工事成績評定検討委員会による審議を経た上、下記のとおり回答します。

記

1 工事名

2 工事番号

3 工事場所

4 回答要旨

第5号様式（第9条関係）

第5号様式（第9条関係）

桜井市工事成績評定結果一覧表（ 年 月分）

工事名	工事番号	工事場所	受注者名称	受注者所在地	評定点	評価